

自立相談 支援事業

●生活困窮者自立支援事業について

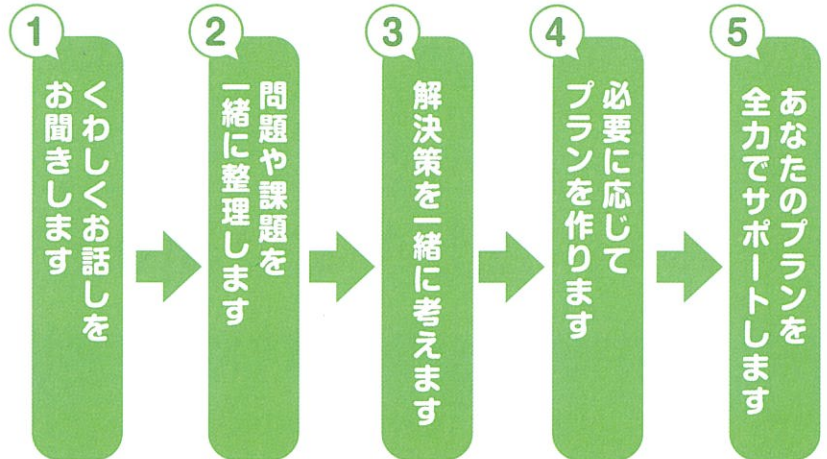
働きたくても働けない、住むところがない、など
まずはお困りごとをお聞かせください。

私たちが一緒に考え、解決へのお手伝いをします。

ご家族など、まわりの方からの相談でも受け付けます。

どのような支援が必要かをあなたと
一緒に考え、具体的な支援プラン
を作成し、寄り添いながら自立に
向けた支援をお手伝いします。

あなたのお悩みを
お聞かせください!



住居確保給付金の支給

◎離職などにより家賃の支払いにお悩みの方へ
一定期間家賃相当額を支給します

離職などにより住居を失った方、または失う恐れのある方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

※一定の資産収入状況等に関する要件を満たしている方が対象です。

就労準備支援事業

◎すぐに就労が困難な方へ就労に向けた
支援や就労機会の提供を行います

「社会とのつながりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、すぐに就労が困難な方に6ヶ月から1年間の間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

※一定の資産収入状況等に関する要件を満たしている方が対象です。

支援事業紹介



一時生活支援事業

◎住居のない方に一定期間、衣食住を
提供します

住居を持たない方、または不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行います。

※一定の資産収入状況等に関する要件を満たしている方が対象です。



家計改善支援事業

◎相談者らが自ら家計を管理出来るように、
家計の立て直しをアドバイスします

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理出来るように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。



生活福祉課 地域福祉係

窓口開設時間 / 8:30~17:15 (土日祝日、年末年始を除く)
相談受付時間 / 9:00~12:00 13:00~16:00

TEL.(0980)73-1962

〒906-8501 宮古島市平良字西里1140
mail : ff.seisaku@city.miyakojima.lg.jp

